

千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の待遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUS活用拡大を図る「CCUSを活用する工事（以下、「CCUS活用工事」という。）」の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（1） CCUS

建設工事業を営む事業者が、現場に従事する技能者の入場管理や待遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータベースシステム。

※システムの運営は（一財）建設業振興基金が行う。

（2） 事業者登録

当該CCUS活用工事における元請事業者がCCUSに事業者登録を行うこと。

（3） 現場・契約情報登録

当該CCUS活用工事の元請事業者がCCUSに「現場情報」「契約情報」「工事情報」の登録を行うこと。

（4） 技能者登録

当該CCUS活用工事における元請及び下請事業者の従業員で建設技能者として就労する者（一人親方を含む）がCCUSに技能者登録を行うこと。

（5） カードリーダー等

CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末等のこと。

（6） 現場利用料

CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

3 対象工事

千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事を対象とする。

4 CCUS活用工事の設定

（1） CCUS活用工事の設定にあたっては、受注者の希望によるものとする。

（2） 発注者は、本要領が適用される旨を別添特記仕様書のとおり明示するものとする。ただし、既に契約済または、公告されている工事においては、契約締結後速やかに受注者に適用できる旨を通知するものとする。

(3) 契約後、工事着手までに受注者から申し出がある場合に、受発注者間の協議によりCCUS活用工事として設定できるものとする。ただし、予算執行状況を踏まえカードリーダー等購入費用及び現場利用料を受発注者間の協議により発注者負担出来ない場合についても「5実施内容」を受注者負担で実施した際は、CCUS活用工事として設定できる。

5 実施内容

(1) 受注者は、CCUS活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

実施項目	達成基準
①事業者登録	元請事業者及び、技能者登録の対象者が所属する下請事業者の登録が完了していること。
②現場・契約情報登録	当該CCUS活用工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録を行ったこと。
③技能者登録	1名以上の技能者の登録が完了していること。 (簡略型でも可)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録（蓄積）を行ったこと。

(2) 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

6 実施状況の確認

受注者は、工事完成1か月前までに、5に掲げるCCUS活用工事の実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認（提出）書類の例
①事業者登録	登録完了メール（写し）
②現場・契約情報登録	現場利用料の請求書（写し）
③技能者登録	登録完了メール（写し）
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真

7 工事成績評定における評価

発注者は、5に掲げるCCUS活用工事において受注者が実施する項目について、基準を達した場合は、工事成績評定において、以下のとおり加点するものとする。

評価対象項目	評価基準・工事成績評定（※）
①事業者登録	創意工夫において加点
②現場・契約情報登録	①②④の3つの基準を達成：1点 ①～④の4つ全ての基準を達成：2点
③技能者登録	
④就業履歴情報登録	

※工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

8 CCUS活用に係る費用

CCUS活用のためのカードリーダー等購入費用及び現場利用料については、予算執行状況を踏まえ受発注者間の協議により設計変更の対象とすることができます。

設計変更の対象とする場合、受注者から工事完成1か月前までに、支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった際、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行う。

この際、これらの費用は現場管理费率及び一般管理費等率の対象外とし積算する。

設計変更の対象としない場合においても、「5 実施内容」を実施し、「6 実施状況の確認」が出来たときは、「7 工事成績評定における評価」の対象とする。

(1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

この費用は、令和7年3月31日までに契約した工事を対象とする。

入構管理機器のOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000円／台（税抜）	当該工事現場に設置する数 (1工事あたり1台を上限) (1企業あたり3台を上限)
iOS	30,000円／台（税抜）	

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコンやタブレット等）の設置費や通信費は計上しない。

工事担当課は購入費用の変更状況を技術管理課に報告するものとする。

(2) 現場利用料

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。（10円／回）

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録（事業者登録、管理者ID登録、技能者登録）のための費用は計上しない。

9 実施の明示

受注者は、対象期間中、看板を作成し、設置場所、デザイン等について受発注者間の協議の上、第三者に対して見やすい場所に、CCUS活用工事を実施している旨を明示すること。

10 アンケート調査

受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査について、協力するものとする。

1.1 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。
なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。
なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。
なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。

<特記仕様書>

(建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事)

第 条 本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事に受注者の希望により設定できる工事であり、詳細は、「千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」を参照のこと。